

## 1. 「予防的な取組方法」と「予防原則」の違い

- 「有害性やリスクのデータがない場合にどの程度まで類推して安全側で規制するか」の違いが大きい場合がある。

(例1) フタル酸エステルのおもちゃへの使用:

- ・日本では2物質の有害性を根拠に2物質を禁止。
- ・EUでは2物質の有害性を根拠に6物質を暫定的に禁止。

(例2) 臭素系難燃剤: EUでは規制、日本では自主的取組

(例3) ダイオキシン類はすべての異性体について毒性データがあるわけではないが、世界的にTEFを用いて毒性を類推し規制

(例4) 有機塩素系溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなど)は、類似の毒性が推測されるが、EUでもグループとして有害性評価やリスク評価を行い、規制を行ってはいないはず。

- 「拳証責任の転換」は全く別の次元の政策的な要求と考えられる。